

## ○岡山士会のあり方等検討特別委員会設置要項

(設置目的)

第1条 新公益法人制度への対応等，社団法人岡山県建築士会（以下「本会」という。）の今後の組織運営のあり方等を検討するため，本会委員会及び特別委員会設置規定第1条第2項の規定により，岡山士会のあり方等検討特別委員会（以下「あり方検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 あり方検討委員会は，会長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新公益法人制度に係る新法人への移行に関すること
- (2) 新法人への移行後の本会運営の基本方針に関すること
- (3) その他本会の将来像に関すること
- (4) その他関連事項に関すること

(組織)

第3条 あり方検討委員会は，次に掲げる者のうちから会長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 副会長（総務・企画委員会担当）
- (2) 委員会委員長
- (3) 部会の部長又は部会長
- (4) 支部長
- (5) その他会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，原則として任命した会長の任期に従う。ただし，会長が必要と認めるときは，変更することができる。

(委員長等)

第5条 あり方検討委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は会長の指名により定め，副委員長は委員長の指名により定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，あり方検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，あり方検討委員会の業務を執行する。また，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(招集)

第6条 あり方検討委員会は，委員長が招集する。

(会議)

第7条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長は、会議録を調製しなければならない。

(作業部会)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、会長の承認を得て、作業部会を設けることができる。

(解散)

第9条 あり方検討委員会は、第1条に規定する設置目的を達したときに解散する。

(庶務)

第10条 あり方特別委員会の庶務は、本会事務局において行う。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、あり方検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年5月14日から施行する。